

食品衛生基準審議会における確認事項（令和6年4月10日食品衛生基準審議会決定）

一部改正 新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後					改 正 前				
別添 表					別添 表				
1 食品規格・乳肉水産・伝達性海綿状脳症対策部会（その1）					（新設）				
		検討事項の範囲	部 会	審 議 会	諮 問 の 有 無				
審 議 会 審 議	1	食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づく、食品（他部会の検討事項に該当するものを除く。）の製造、加工、使用、調理又は保存の基準及びその成分規格（本表の3又は5に該当するものを除く。）	○	○	有				
	2	伝達性海綿状脳症（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項の表15の項に掲げるものをいう。以下同じ。）に係る食品等の対策に関する、法第13条第1項の規定に基づく、製造、加工、使用、調理又は保存の基準及びその成分規格並びに法第18条第1項の規定に基づく、器具・容器包装又はこれらの原材料の規格及び器具・容器包装の製造方法の基準（本表の4又は6に該当するものを除く。）	○	○	有				

部 会 審 議	3	<u>法第 13 条第 1 項の規定に基づく、食品（他 部会の検討事項に該当するものを除く。） の製造、加工、使用、調理又は保存の基準 及びその成分規格（既に定められている基 準又は規格の一部改正（本表の 5 に該当す るものを除く。）に限る。）</u> <u>ただし、その内容等からみて慎重に審議す る必要があるとの部会の意見に基づき、会 長が決定するものを除く。</u>	○	△	有
------------------	---	--	---	---	---

注) ○印は審議、△印は報告、▲印は文書配布による報告、×印は審議・報告なしを示す。

1 食品規格・乳肉水産・伝達性海綿状脳症対策部会（その 2）

（新設）

		検討事項の範囲	部 会	審 議 会	諮 問 の 有 無
部 会 審 議	4	<u>伝達性海綿状脳症に係る食品等の対策に 関する、法第 13 条第 1 項の規定に基づく、 製造、加工、使用、調理又は保存の基準及 びその成分規格並びに法第 18 条第 1 項 の規定に基づく、器具・容器包装又はこれ らの原材料の規格及び器具・容器包装の製 造方法の基準（既に定められている基準又 は規格の一部改正（本表の 6 に該当するも</u>	○	△	有

	<u>のを除く。)に限る。)</u> <u>ただし、その内容等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、会長が決定するものを除く。</u>			
5	<u>法第 13 条第 1 項の規定に基づく、食品（他部会の検討事項に該当するものを除く。）の製造、加工、使用、調理又は保存の基準及びその成分規格（既に定められている基準又は規格の一部改正のうち、既に行われている食品安全委員会の食品健康影響評価の結果に変更がない又は食品健康影響評価を行うことが必要でない場合に限る。）</u> <u>ただし、その内容等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、会長が決定するものを除く。</u>	○	▲	有
6	<u>伝達性海綿状脳症に係る食品等の対策に関する、法第 13 条第 1 項の規定に基づく、製造、加工、使用、調理又は保存の基準及びその成分規格並びに法第 18 条第 1 項の規定に基づく、器具・容器包装又はこれらの原材料の規格及び器具・容器包装の製造方法の基準（既に定められている基準又は規格の一部改正のうち、既に行われている食品安全委員会の食品健康影響評価の結果に変更がない又は食品健康影響評価</u>	○	▲	有

		<u>を行うことが必要でない場合に限る。）</u> <u>ただし、その内容等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、会長が決定するものを除く。</u>																					
注) ○印は審議、△印は報告、▲印は文書配布による報告、×印は審議・報告なしを示す。 (削除)																							
1 <u>食品規格部会</u> <table> <tr> <th></th><th></th><th>検討事項の範囲</th><th>部 会</th><th>審 議 会</th><th>諮問の有無</th></tr> <tr> <td>審議会審議</td><td>1</td><td><u>食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 13 条第 1 項の規定に基づく、食品（他部会の検討事項に該当するものを除く。）の製造、加工、使用、調理又は保存の基準及びその成分規格（本表の 2 又は 3 に該当するものを除く。）</u></td><td>○</td><td>○</td><td>有</td></tr> <tr> <td>部会審議</td><td>2</td><td><u>法第 13 条第 1 項の規定に基づく、食品（他部会の検討事項に該当するものを除く。）の製造、加工、使用、調理又は保存の基準及びその成分規格（既に定められている基準又は規格の一部改正（本表の 3 に該</u></td><td>○</td><td>△</td><td>有</td></tr> </table>								検討事項の範囲	部 会	審 議 会	諮問の有無	審議会審議	1	<u>食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 13 条第 1 項の規定に基づく、食品（他部会の検討事項に該当するものを除く。）の製造、加工、使用、調理又は保存の基準及びその成分規格（本表の 2 又は 3 に該当するものを除く。）</u>	○	○	有	部会審議	2	<u>法第 13 条第 1 項の規定に基づく、食品（他部会の検討事項に該当するものを除く。）の製造、加工、使用、調理又は保存の基準及びその成分規格（既に定められている基準又は規格の一部改正（本表の 3 に該</u>	○	△	有
		検討事項の範囲	部 会	審 議 会	諮問の有無																		
審議会審議	1	<u>食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 13 条第 1 項の規定に基づく、食品（他部会の検討事項に該当するものを除く。）の製造、加工、使用、調理又は保存の基準及びその成分規格（本表の 2 又は 3 に該当するものを除く。）</u>	○	○	有																		
部会審議	2	<u>法第 13 条第 1 項の規定に基づく、食品（他部会の検討事項に該当するものを除く。）の製造、加工、使用、調理又は保存の基準及びその成分規格（既に定められている基準又は規格の一部改正（本表の 3 に該</u>	○	△	有																		

		<u>当するものを除く。）に限る。）</u> <u>ただし、その内容等からみて慎重に審議</u> <u>する必要があるとの部会の意見に基づ</u> <u>き、会長が決定するものを除く。</u>			
	3	<u>法第13条第1項の規定に基づく、食品（他</u> <u>部会の検討事項に該当するものを除く。）</u> <u>の製造、加工、使用、調理又は保存の基準</u> <u>及びその成分規格（既に定められている</u> <u>基準又は規格の一部改正のうち、既に行</u> <u>われている食品安全委員会の食品健康影</u> <u>響評価の結果に変更がない又は食品健康</u> <u>影響評価を行うことが必要でない場合に</u> <u>限る。）。</u> <u>ただし、その内容等からみて慎重</u> <u>に審議する必要があるとの部会の意見に</u> <u>基づき、会長が決定するものを除く。</u>	○	▲	有
注）○印は審議、△印は報告、▲印は文書配布による報告、×印は審議・報告なしを示す。					
2 <u>乳肉水産食品部会</u>					
(削除)					

		検討事項の範囲	部 会	審 議 会	諮 問 の 有 無
	審議会審議	1 <u>動物性食品に係る、法第 13 条第 1 項の規定に基づく製造、加工、使用、調理又は保存の基準及びその成分規格（本表の 2 または 3 に該当するものを除く。）</u>	○	○	有
	部会審議	2 <u>動物性食品に係る、法第 13 条第 1 項の規定に基づく製造、加工、使用、調理又は保存の基準及びその成分規格（既に定められている基準又は規格の一部改正（本表の 3 に該当するものを除く。）に限る。）。ただし、その内容等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、会長が決定するものを除く。</u>	○	△	有
		3 <u>動物性食品に係る、法第 13 条第 1 項の規定に基づく製造、加工、使用、調理又は保存の基準及びその成分規格（既に定められている基準又は規格の一部改正のうち、既に行われている食品安全委員会の食品健康影響評価の結果に変更がない又は食品健康影響評価を行うことが必要でない場合に限る。）。ただし、その内容等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、会長が決定するもの</u>	○	▲	有

		を除く。			
--	--	------	--	--	--

注) ○印は審議、△印は報告、▲印は文書配布による報告、×印は審議・報告なしを示す。

2 添加物部会（その1）

		検討事項の範囲	部 会	審 議 会	諮 問 の 有 無
審 議 会 審 議	1	法第12条の規定に基づく、人の健康を損なうおそれのない添加物（施行規則別表第1に掲げる添加物の名称の追加又は削除）	○	○	有
	2	法第13条第1項の規定に基づく、添加物の製造、使用又は保存の基準及びその成分規格（本表の4又は5に該当するものを除く。）	○	○	有
	3	平成7年改正法附則第2条の2第1項の規定に基づく、既存添加物名簿に記載されている添加物の名称の削除（人の健康を損なうおそれがある場合）	○	○	有

3 添加物部会（その1）

		検討事項の範囲	部 会	審 議 会	諮 問 の 有 無
審 議 会 審 議	1	法第12条の規定に基づく、人の健康を損なうおそれのない添加物（施行規則別表第1に掲げる添加物の名称の追加又は削除）	○	○	有
	2	法第13条第1項の規定に基づく、添加物の製造、使用又は保存の基準及びその成分規格（本表の4又は5に該当するものを除く。）	○	○	有
	3	平成7年改正法附則第2条の2第1項の規定に基づく、既存添加物名簿に記載されている添加物の名称の削除（人の健康を損なうおそれがある場合）	○	○	有

部 会 審 議	4	法第 13 条第 1 項の規定に基づく、添加物の製造、使用又は保存の基準及びその成分規格（既に定められている基準又は規格の一部改正若しくは食品安全委員会の食品健康影響評価の結果に変更がない又は食品健康影響評価を行うことが必要でない場合に限る。）（本表の 5 に該当するものを除く。） ただし、その基原、製法、用途等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、 <u>会長</u> が決定するものを除く。	○	△	有
	5	法第 13 条第 1 項の規定に基づく、添加物の製造、使用又は保存の基準及びその成分規格（既に定められている基準又は規格の一部改正のうち、既に行われている食品安全委員会の食品健康影響評価の結果に変更がない又は食品健康影響評価を行うことが必要でない場合に限る。） ただし、その基原、製法、用途等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、 <u>会長</u> が決定するものを除く。	○	▲	有
注）○印は審議、△印は報告、▲印は文書配布による報告、×印は審議・告なしを示す。					

部 会 審 議	4	法第 13 条第 1 項の規定に基づく、添加物の製造、使用又は保存の基準及びその成分規格（既に定められている基準又は規格の一部改正（本表の 5 に該当するものを除く。）に限る。） ただし、その基原、製法、用途等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、 <u>分科会長</u> が決定するものを除く。	○	△	有
	5	法第 13 条第 1 項の規定に基づく、添加物の製造、使用又は保存の基準及びその成分規格（既に定められている基準又は規格の一部改正のうち、既に行われている食品安全委員会の食品健康影響評価の結果に変更がない又は食品健康影響評価を行うことが必要でない場合に限る。） ただし、その基原、製法、用途等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、 <u>分科会長</u> が決定するものを除く	○	▲	有
注）○印は審議、△印は報告、▲印は文書配布による報告、×印は審議・告なしを示す。					

2 添加物部会（その2）
（略）

3 農薬・動物用医薬品部会
（略）

4 器具・容器包装部会（その1）

		検討事項の範囲	部 会	審 議 会	諮 問 の 有 無
審 議 会 審 議	1	法第18条第1項の規定に基づく、器具・容器包装又はこれらの原材料の規格及び器具・容器包装の製造方法の基準（本表の5から7のいずれかに該当するものを除く。）	○	○	有
	2	法第68条第1項において準用する第13条第1項の規定に基づく、指定おもちゃ又はその原材料の規格及び指定おもちゃの製造方法の基準（本表の8に該当するものを除く。）	○	○	有

3 添加物部会（その2）
（略）

4 農薬・動物用医薬品部会
（略）

5 器具・容器包装部会（その1）

		検討事項の範囲	部 会	審 議 会	諮 問 の 有 無
審 議 会 審 議	1	法第18条第1項の規定に基づく、器具・容器包装又はこれらの原材料の規格及び器具・容器包装の製造方法の基準（本表の5から7のいずれかに該当するものを除く。）	○	○	有
	2	法第68条第1項において準用する第13条第1項の規定に基づく、指定おもちゃ又はその原材料の規格及び指定おもちゃの製造方法の基準（本表の8に該当するものを除く。）	○	○	有

部会審議	3	法第 68 条第 2 項において準用する第 13 条第 1 項の規定に基づく、洗浄剤の製造、使用又は保存の基準及びその成分規格（本表の 9 又は 10 に該当するものを除く。）	○	○	有
	4	法第 18 条第 3 項ただし書に規定する人の健康を損なうおそれのない量	○	○	有
	5	法第 18 条第 1 項の規定に基づく、器具・容器包装又はこれらの原材料の規格及び器具・容器包装の製造方法の基準（既に定められている規格又は基準の一部改正（本表の 6 又は 7 に該当するものを除く。）に限る。） ただし、その内容等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、会長が決定するものを除く。	○	△	有
	6	法第 18 条第 1 項の規定に基づく、器具・容器包装又はこれらの原材料の規格及び器具・容器包装の製造方法の基準（既に定められている規格又は基準の一部改正のうち、既に行われている食品安全委員会の食品健康影響評価の結果に変更がない若しくは食品健康影響評価を行うことが必要でない場合又は実質的に規格基準の変更がない場合に限る。）	○	▲	有
	3	法第 68 条第 2 項において準用する第 13 条第 1 項の規定に基づく、洗浄剤の製造、使用又は保存の基準及びその成分規格（本表の 9 又は 10 に該当するものを除く。）	○	○	有
	4	法第 18 条第 3 項ただし書に規定する人の健康を損なうおそれのない量	○	○	有
部会審議	5	法第 18 条第 1 項の規定に基づく、器具・容器包装又はこれらの原材料の規格及び器具・容器包装の製造方法の基準（既に定められている規格又は基準の一部改正（本表の 6 又は 7 に該当するものを除く。）に限る。） ただし、その内容等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、会長が決定するものを除く。	○	△	有
	6	法第 18 条第 1 項の規定に基づく、器具・容器包装又はこれらの原材料の規格及び器具・容器包装の製造方法の基準（既に定められている規格又は基準の一部改正のうち、既に行われている食品安全委員会の食品健康影響評価の結果に変更がない若しくは食品健康影響評価を行うことが必要でない場合又は実質的に規格基準の変更がない場合に限る。）	○	▲	有

		ただし、その内容等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、会長が決定するものを除く。			
--	--	--	--	--	--

注) ○印は審議、△印は報告、▲印は文書配布による報告、×印は審議・報告なしを示す。

4 器具・容器包装部会（その2）

		検討事項の範囲	部 会	審 議 会	諮 問 の 有 無
部 会 審 議	7	法第 18 条第 3 項に規定される政令で定める材質の原材料であって、これに含まれる物質について、法第 18 条第 1 項の規定に基づき、既に定められている規格等の消除（使用実態がない場合） ただし、その内容等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、会長が決定するものを除く。	○	▲	有
	8	法第 68 条第 1 項において準用する第 13 条第 1 項の規定に基づく、指定 <u>おもちゃ</u> 又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基	○	△	有

		ただし、その内容等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、会長が決定するものを除く。			
--	--	--	--	--	--

注) ○印は審議、△印は報告、▲印は文書配布による報告、×印は審議・報告なしを示す。

5 器具・容器包装部会（その2）

		検討事項の範囲	部 会	審 議 会	諮 問 の 有 無
部 会 審 議	7	法第 18 条第 3 項に規定される政令で定める材質の原材料であって、これに含まれる物質について、法第 18 条第 1 項の規定に基づき、既に定められている規格等の消除（使用実態がない場合） ただし、その内容等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、会長が決定するものを除く。	○	▲	有
	8	法第 68 条第 1 項において準用する第 13 条第 1 項の規定に基づく、指定 <u>おもちゃ</u> 又はこれらの原材料の規格及び製造方法	○	△	有

	準（既に定められている規格又は基準の一部改正に限る。） ただし、その内容等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、会長が決定するものを除く。					の基準（既に定められている規格又は基準の一部改正に限る。） ただし、その内容等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、会長が決定するものを除く。			
9	法第 68 条第 2 項において準用する第 13 条第 1 項の規定に基づく、洗浄剤の製造、使用又は保存の基準及びその成分規格（既に定められている規格又は基準の一部改正（本表の 10 に該当するものを除く。）に限る。） ただし、その内容等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、会長が決定するものを除く。	○	△	有		法第 68 条第 2 項において準用する第 13 条第 1 項の規定に基づく、洗浄剤の製造、使用又は保存の基準及びその成分規格（既に定められている規格又は基準の一部改正（本表の 10 に該当するものを除く。）に限る。） ただし、その内容等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、会長が決定するものを除く。	○	△	有
10	法第 68 条第 2 項において準用する第 13 条第 1 項の規定に基づく、洗浄剤の製造、使用又は保存の基準及びその成分規格（既に定められている規格又は基準の一部改正のうち、既に行われている食品安全委員会の食品健康影響評価の結果に変更がない又は食品健康影響評価を行うことが必要でない場合に限る。） ただし、その内容等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、会長が決定するものを除く。	○	▲	有		法第 68 条第 2 項において準用する第 13 条第 1 項の規定に基づく、洗浄剤の製造、使用又は保存の基準及びその成分規格（既に定められている規格又は基準の一部改正のうち、既に行われている食品安全委員会の食品健康影響評価の結果に変更がない又は食品健康影響評価を行うことが必要でない場合に限る。） ただし、その内容等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、会長が決定するものを除く。	○	▲	有

部 会 報 告	11	法第 68 条第 1 項に規定する指定おもちゃ の指定	△	△	無
注) ○印は審議、△印は報告、▲印は文書配布による報告、×印は 審議・報告なしを示す。 <u>5</u> 新開発食品調査部会 (その 1) (略) <u>5</u> 新開発食品調査部会 (その 2) (略) <u>6</u> 放射性物質対策部会 (略) (削除)					
部 会 報 告	11	法第 68 条第 1 項に規定する指定おもちゃ の指定	△	△	無
注) ○印は審議、△印は報告、▲印は文書配布による報告、×印は 審議・報告なしを示す。 <u>6</u> 新開発食品調査部会 (その 1) (略) <u>6</u> 新開発食品調査部会 (その 2) (略) <u>7</u> 放射性物質対策部会 (略) <u>8</u> <u>伝達性海綿状脳症対策部会</u>					

		検討事項の範囲	部 会	審 議 会	諮 問 の 有 無
	審議会審議	1 <u>伝達性海綿状脳症(家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条第1項の表15の項に掲げるものをいう。以下同じ。)</u> <u>に係る食品等の対策に関する、法第13条第1項に基づく製造、加工、使用、調理又は保存の基準及びその成分規格並びに法第18条第1項の規定に基づく、器具・容器包装又はこれらの原材料の規格及び器具・容器包装の製造方法の基準(本表の2又は3に該当するものを除く。)</u>	○	○	有
	部会審議	2 <u>伝達性海綿状脳症に係る食品等の対策に関する、法第13条第1項に基づく製造、加工、使用、調理又は保存の基準及びその成分規格並びに法第18条第1項の規定に基づく、器具・容器包装又はこれらの原材料の規格及び器具・容器包装の製造方法の基準(既に定められている基準又は規格の一部改正(本表の3に該当するものを除く。))に限る。)</u> <u>ただし、その内容等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、会長が決定するものを除く。</u>	○	△	有

	部 会 審 議	3 <u>伝達性海綿状脳症に係る食品等の対策に関する、法第 13 条第 1 項に基づく製造、加工、使用、調理又は保存の基準及びその成分規格並びに法第 18 条第 1 項の規定に基づく、器具・容器包装又はこれらの原材料の規格及び器具・容器包装の製造方法の基準（既に定められている基準又は規格の一部改正のうち、既に行われている食品安全委員会の食品健康影響評価の結果に変更がない又は食品健康影響評価を行うことが必要でない場合に限る。）</u> <u>ただし、その内容等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、会長が決定するものを除く。</u>	○	▲	有
<u>注) ○印は審議、△印は報告、▲印は文書配布による報告、×印は審議・報告なしを示す。</u>					